

令和 8 年度三木市金物振興審議会次第

と き 令和 8 年 9 月 1 日

午前 10 時から

ところ 三木市立勤労者福祉センター
2 階 研修室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 報告事項

令和 7 年度主要施策実績および令和 8 年度主要施策

(2) 協議事項

① 三木金物ニューハードウェア賞の見直し案について

② 三木金物ブランド確立に向けた市施策の方向性案について

(3) その他

4 閉会

令和 8 年度三木市金物振興審議会

配布資料

目 次

(資料 1) 令和 7 年度主要施策実績 (金物産業関連)	1
(資料 2) 令和 8 年度主要施策実績 (金物産業関連)	5
(資料 3) ニューハードウェア賞の見直し案について	7
(資料 4) 三木金物ブランド確立に向けた市施策の方向性案について	9
(資料 5) 三木市金物振興審議会条例	11
(資料 6) 三木市金物振興審議会運営規則	13
(資料 7) 三木市金物振興審議会委員名簿	15

令和 8 年 9 月 1 日

三木市産業振興部商工振興課

令和 7 年度商工振興課主要施策実績（金物産業関連）

1 商工事務事業

金物振興審議会の開催

第 1 回 令和 7 年 5 月 20 日 三木金物ニューハードウェア賞の認定審査

第 2 回 令和 8 年 1 月 27 日 ・令和 6 年度主要施策実績について
・令和 7 年度主要施策について
・今後の取組（方向性）について

2 地場産業振興事業

(1) 三木金物ふれあい体験事業

次世代を担う世代の「ものづくり」に対する関心を高め、地域資源である「三木金物」の魅力にふれてもらうことを目的に、市内の小学校において三木金物を使用する工作教室を開催した。

市内小学校で実施：10 校（参加児童 419 人、保護者 369 人）（13 校中 10 校の実施）

(2) 金物産業団体等の事業運営支援（4,000 千円）

三木金物商工（協）連合会事業運営補助金

(3) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援（900 千円）

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動を支援

(4) 金物驚活用事業支援（4,443 千円）

(5) 特許権取得助成制度（1,349 千円）

市内の中小企業者の特許権、実用新案権、意匠権出願に対し、企業の新製品や新技術の開発の促進を図るとともに、知的財産権の保護を図った。（特許権：6 件、実用新案権：2 件、意匠権：6 件）

(6) 三木金物後継者育成事業支援（3,200 千円）

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木工業協同組合が実施する技能継承セミナーや後継者を育成する伝統工芸士等及び研修従事者への支援

(7) 伝統的工芸品産業振興事業支援（900 千円）

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術伝承、需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援

(8) 道の駅出展事業所支援事業（2,500 千円）

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示即売館への出展支援

3 新製品・新素材開発推進事業（1,450 千円）

三木金物新製品の研究意識を高揚し、三木金物産業の振興を図るため、三木金物ニューハードウェア賞を認定した。認定製品には助成金を交付するとともに、全国の三木金物取扱店にパンフレットを送付し、製品のPRを行うことにより三木金物の信頼向上に努めた。

(1) 令和7年度三木金物ニューハードウェア賞認定製品 6点 努力賞 2点

区 分	製 品 名・用 途	事 業 所 名
金 賞	T型バリカン 400/500	ニシガキ工業株式会社
デザイン 特別賞	Desk Brush Hyogo Hinoki	有限会社イシイ
	洋墨瓶台座 自在式 焼き肌	株式会社井上工具製作所
三木金物 ニューハ ードウェ ア賞	造線美 GENESIS BLEND セット	有限会社イシイ
	洋墨瓶台座 可傾式 円型	株式会社井上工具製作所
	マルチインパクトフック マキタ右手用	株式会社清水製作所

(2) 応募総数 7社11点

(3) 助成金交付額 610千円

(4) PR

①パンフレット送付数

市内金物卸商、全国三木金物取扱店(三木金物得意先約2,200社)、関係各機関

②製品展示

ア 常設展示(3ヵ所)

三木商工会館、みっきいホール(市役所)、金物資料館

イ 各種見本市、催し物会場展示

(ア)第61回 JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2025(幕張メッセ) [8月21日～23日]

(イ)第12回 TOOL JAPAN(幕張メッセ) [10月1日～3日]

(ウ)三木金物まつり [11月1日・2日]

4 産業見本市事業 (38,455千円)

三木金物製品を広く国内外に紹介し、販路の拡張を図るため、次のとおり見本市・展示会等を開催するとともに、見本市への参加助成を行った。

(1) 見本市・展示会等の開催

名 称	三木金物まつり 2025	三木金物フェア
主 催	三木金物まつり実行委員会	金物フェア委員会
会 場	三木山総合公園、三木市文化会館、かじやの里メッセみき等	金物まつり会場 (三木山総合公園総合体育館)
会 期	令和7年11月1日・2日	令和7年11月1日・2日
事 業 費	33,078,010円	10,043,598円
市 補 助 金	22,000,000円	4,000,000円

(2) 市内展示会の開催支援

名称	会場	会期	参加事業所	補助金額
三木金物博覧会 「鍛冶でっせ！」	かじやの里 メッセみき	令和6年5月18日 ～19日	29	2,500,000円

(3) 見本市への参加補助

名 称	会 場	会 期	参加事業所	補助金額
大阪・関西万博 Japan Expo Paris in Osaka 2025	大阪・関西万博	令和7年4月26日 ～27日	4	1,000,000円
第22回オフィス防 災 EXPO	千葉 幕張メッセ	令和7年6月25日 ～27日	1	70,000円
第61回 JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2024	千葉 幕張メッセ	令和7年8月21日 ～23日	11	2,420,000円
第15回ツールジャ パン	千葉 幕張メッセ	令和7年10月1日 ～3日	10	4,420,000円
第16回ベトナム国 際木工産業展示会	サイゴン展示会 議センター	令和7年11月19日 ～22日	3	1,000,000円
ケルン国際ハード ウェアメッセ	ケルンメッセ会 場（ドイツ）	令和8年3月3日 ～6日	3	900,000円

5 金物資料館管理運営事業 (3,159千円)

(1) 令和7年度入館者数 3,919人（うち市外2,683人）

(2) 特別企画展の開催

ア 名 称 「身近な園芸用具」～切る 刈る 掘る～

イ 会 期 令和7年10月16日～12月7日

6 中小企業振興事業

(1) 中小企業経営革新設備投資促進事業 (22,876千円)

市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的とした設備等を整備する場合に資金の一部を支援

ア 補助対象件数 12件

イ 補助金交付額 22,876,000円

(2) 職場環境改善支援事業 (3,025千円)

人口減少や少子高齢化により人材確保が難しくなる中、人手不足対策として市内の中小企業者が実施する若者や女性が働きやすい職場環境づくりを支援

ア 補助対象件数 8件

イ 補助金交付額 3,025,000円

令和 8 年度商工振興課主要施策（金物産業関連）

1 商工事務事業

金物振興審議会の開催

金物産業の振興方策を審議答申し又は建議し、振興施策を推進する。

2 地場産業振興事業

(1) 三木金物ふれあい体験事業の開催（360 千円）

市内小学校を対象とした三木金物を使用する工作教室を開催する。

(2) 兵庫県伝統的工芸品産業連絡協議会会費（10 千円）

県内伝統的工芸品産地組合及び関係市が連携を図り、総合的な発展を目的とする。

(3) 金物産業団体等の事業運営支援（4,000 千円）

三木金物商工（協）連合会事業運営補助金

(4) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援（900 千円）

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動の支援を行う。

(5) 金物驚活用事業支援（2,500 千円）

三木金物のシンボルである金物驚を活用した宣伝普及活動の支援を行う。

(6) 特許権取得助成制度（1,000 千円）

特許権等の取得を行おうとする中小企業者に助成金を交付する。

(7) 後継者育成事業支援（3,200 千円）

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木金物商工協同組合連合会が行う技能継承セミナーや後継者を育成しようとする伝統工芸士等及び研修従事者の支援を行う。

(8) 伝統的工芸品産業振興事業支援（900 千円）

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術継承や需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援する。

(9) 道の駅出展事業所支援事業（2,500 千円）

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示館への出展支援

3 産業見本市事業（39,602 千円）

(1) 金物産業団体等の行う産業見本市への開催に支援

三木金物まつり、三木金物フェア、三木金物展示会（鍛冶でっせ）、三木金物PRイベント

(2) 金物産業団体等の国内外の大規模な産業見本市への出展に支援

ツールジャパン、ジャパンDIYホームセンターショー等

4 金物資料館管理運営事業 (4,222 千円)

三木金物の歴史や伝統製法、金物製品についての資料の収集保存と展示及び特別企画展の開催

8 中小企業振興事業

(1) 中小企業賃上げ設備投資推進事業 (25,000 千円)

市内で事業を営む中小企業者が、生産性の向上に資する設備等を導入し、従業員の賃上げ環境の整備を図る場合に、設備等に要する資金の一部を支援。

(2) 中小企業職場環境改善支援事業 (5,000 千円)

若者や女性の市内中小企業への就職を促進することを目的として、市内の中小企業者が実施する若者や女性が働きやすい職場環境づくりに要する経費の一部を支援。

	旧	新（案）
事業目的	三木金物新製品の研究意欲を高揚し三木金物産業の振興を図る。	三木金物における新たな価値や可能性を見出し、国内外への販路拡大につながる製品を発掘・顕彰することで、三木金物産業の振興を図る。
対象製品	利器工匠具類、作業工具等	同じ 「優れた新製品を表彰するコンテスト」から、「三木金物の新たな可能性を広げる製品を発掘・発信するコンテスト」にしたい。
製品条件	自社企画製品であって、製品の機能を果たす上で最も重要な部分が三木市及び隣接市町で生産されていること	左記に次の項目を追加。 ・一般販売していない特注品等は対象外
応募資格	個人事業者：市内に住所 法人：市内に本店 ※自社で製造もしくは企画開発	同じ
応募点数の上限	3点	同じ
審査	・金物振興審議会及び専門員による審査 ・新規性40点、機能性20点、市場性20点、デザイン性20点	・専門員（県立工業技術センター等）、金物振興審議会の会長等 ・順位点方式等
賞	30万～3万円、賞状	同じ 各審査員ごとの「甘口・辛口」の基準のブレをなくす。点数だけだと評価の合意形成が見えにくいため、順位点方式に加え、専門員を中心とした少数の審査員同士の議論等により評価。
特典	パンフレット作製、全国三木金物得意先小売店へ送付。見本市等で展示。	受賞製品について、市が推薦主体となり全国規模のコンテストへの出品に繋げる。 〔例：ものづくり日本大賞（今回はR9予定で3年周期）〕
実施頻度	毎年	3年に一度 ※令和9年に再開。以後3年ごとに実施する。
その他	—	組合推薦枠 ・メーカー同意のもと、組合の推薦という形で組合が申請書を提出する

三木金物ブランド確立に向けた市施策の方向性（案）

かなもの振興をさらに推進するため、三木工業協同組合の取組と連携し、三木金物のブランド確立を後押しする市施策の方向性を検討しました。

- | | |
|---------|--|
| 1 現 状 | 三木金物は、長い歴史の中で培われた技術や伝統を有し、大工道具をはじめ、包丁や園芸用品など幅広い金物を生産している。一方、建築工法の変化などによる需要減少や、人材・後継者不足など、産地の持続に関わる状況にある。こうした中、県事業「NEXTじばさん推進プロジェクト事業」で策定された産地ビジョンにおいて、三木金物のブランド確立を進める方向性が示されている。 |
| 2 課 題 | 三木金物は高い技術や歴史を有し、職人をはじめとする専門家から評価されている一方、その価値（歴史・伝統・技術）が一般の生活者には十分に伝わっていない。産地として選ばれ、将来にわたって価値を受け継いでいくためには、三木金物の価値を社会に広く伝え、共感や関心を生む「ブランド確立」が求められている。 |
| 3 目 的 | 三木のものづくりを知り、楽しむ機会を増やし、「三木＝ものづくり」というイメージを育て、三木でつくられるものへの信頼と評価を高める。 |
| 4 めざす姿 | ものづくりのまち「三木」への信頼が、つくられるものの価値につながるまち |
| 5 方 向 性 | 「三木金物」という産地ブランドに加え、作り手・歴史・伝統・技術・そしてそれらを育んできた三木の魅力を広く伝え、一般生活者との接点を増やす。 |

○三木市金物振興審議会条例

昭和29年10月15日

条例第39号

改正 昭和35年4月1日条例第7号

(設置)

第1条 三木市に三木市金物振興審議会（以下「審議会」という。）を設け事務所を三木市役所内に置く。

(目的)

第2条 審議会は三木市金物産業の振興方策に関し市長の諮問に応じ審議答申し又は市長に対して建議すると共に、これが強力なる推進に協力し以って三木市の発展を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 審議会に会長、副会長及び委員若干名を置く。

2 委員は市長が任命又は委嘱する。

3 会長、副会長は委員の中より互選する。

(役員の仕事)

第4条 会長は審議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代理する。

第5条 削除

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

(会議の招集)

第7条 審議会は会長がこれを招集してその議長となる。

(過半数決議)

第8条 審議会の決議はすべて過半数で決め可否同数のときは議長がこれを定める。

(特別委員)

第9条 市長は審議会の企画、審議に必要があると認めるとき、又は会長の要請により臨時及び定期に特別の委員を任命又は委嘱することができる。

(参加)

第10条 審議会に若干の参加を置くことができる。

2 参加は審議会の諮問に応じ又はこれに出席して意見を述べることができる。

(職員)

第11条 審議会に幹事若干名を置き会長がこれを任命する。

2 幹事は会長の指揮に従い庶務に従事する。

(雑則)

第12条 この条例に規定するもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和３５年４月１日条例第７号）

この条例は、昭和３５年４月１日から施行する。

○三木市金物振興審議会運営規則

昭和29年12月1日

規則第8号

改正 平成20年3月31日規則第3号

(会議)

第1条 会議の日時は会長がこれを定める。

2 会議の開閉は議長がこれを行う。

(招集通知)

第2条 会長は緊急やむを得ない場合を除くほか、すべて3日以前に招集通知を発しなければならない。

(定足数)

第3条 審議会は原則として過半数の出席がなければ会議を開く事ができない。ただし、軽易の事件についてはこの限りでない。

2 前項ただし書の判定は会長がこれを行う。

(欠席通知)

第4条 委員が会議に欠席しようとするときはあらかじめ理由を付して会長に届け出なければならない。

(議案)

第5条 会長は議案を印刷してあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 委員が発案しようとする場合は、その案を具え理由を付してあらかじめ会長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は会議の席上で発案する事ができる。

(委員の招集請求)

第6条 審議会の目的達成に必要なため委員より議案とその理由を付して開会の請求があったときは必要に応じて会長はこれを招集する。

(小委員会)

第7条 審議会の運営に特に必要を認めるとき会長は委員に諮り小委員会を設け、これに付議することができる。

(委員の辞職)

第8条 特別の場合を除くほか、委員が任期中に辞職しようとするときはあらかじめ会長に申出てその承認を受けなければならない。

(参考人の出席)

第9条 審議会の議事に関して必要ある場合、会長は参考人の出席を要請し議事に参画せしめることができる。

(決議)

第10条 審議会の決議はすべて出席委員の過半数でこれを決める。

(要請の処理)

第 1 1 条 審議会が個人及び団体より金物産業振興に関する事件について陳情又は要請を受けた場合、会長はこれを会議に付して処理しなければならない。

(出席の督促)

第 1 2 条 会長は定期的に委員の出席状態を調査し欠席の多い委員に対してはこれを督促しなければならない。

(費用弁償の承認)

第 1 3 条 委員が費用弁償を必要とする職務を行うときはあらかじめ会長に届け出て、会長は市長の承認を受けなければならないものとする。

(記録の作成)

第 1 4 条 会長は幹事に命じ審議会の議事記録を作製させなければならない。

(補則)

第 1 5 条 審議会条例及びこの規則に規定のない事項については会長がこれを決する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 本則を改正しようとするときは委員の過半数決議を必要とする。

附 則 (平成 2 0 年 3 月 3 1 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

三木市金物振興審議会委員名簿

任期：令和7年7月22日～令和9年7月21日

審議会役職	氏 名	所 属
会長	佃 直明	全三木金物卸商協同組合
副会長	津村 慎吾	三木工業協同組合
副会長	中井 昭吉	全三木金物卸商協同組合
委員	東中 滋是	全三木金物卸商協同組合
委員	河原 秀行	三木工業協同組合
委員	永尾 光雄	三木工業協同組合
委員	五百藏 満弘	三木商工会議所
委員	岡島 正造	三木商工会議所
委員	黒田 泰義	三木商工会議所

参与	喜多 司	三木商工会議所
参与	荒池 洋至	三木市役所
幹事	小田 康輔	事務局